

第1章 委員会の組織・会議等

1 組織

都道府県労働委員会は、労働組合法（以下「労組法」という。）第19条の12第1項の規定により都道府県ごとに設置されているもので、地方自治法第180条の5に規定する合議制の行政機関である。この委員会は、公益を代表する委員（公益委員）、労働者を代表する委員（労働者委員）及び使用者を代表する委員（使用者委員）それぞれ同数をもって組織される。このうち労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、また公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、いずれも知事が任命する。委員は特に条例で定める場合を除き非常勤であり、任期は2年である。

委員会の会長及び会長代理は、公益委員の中から委員の選挙により選出される。

また、労働関係調整法（以下「労調法」という。）第10条及び第11条の規定により、労働争議解決に援助を与えるため、労働委員会は学識経験者の中から、あっせん員候補者を委嘱している。

さらに、委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長をはじめ必要な職員が配置されている。

(1) 委員

京都府労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員各5人、計15人で構成している。

平成31年・令和元年は、第46期委員（平成30年12月21日任命）によって運営された。

(2) あっせん員候補者

京都府労働委員会においては、あっせん員候補者委嘱基準内規に基づき、その期の委員、前期の委員、事務局長・次長・課長及び委員会が特に必要と認める者をあっせん員候補者に委嘱している。

任期については別段の定めはなく、通常上記の者に異動があった場合、その後の総会において、委嘱・解嘱について決定している。

(3) 業務及び権限

① 委員会の権限は、不当労働行為について、必要な調査・審問を行い、命令を発し、これに関する措置をとる権限（いわゆる準司法的権限）と労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う権限（いわゆる調整的権限）を有し、いずれも独立して行使される。

（労組法第20条、27条、同法施行令第16条、労調法第12条、18条、30条）

② 上記の権限に基づくほか以下のような業務を行う。

ア 知事からの事務委任により、個別労働関係紛争のあっせんを行う。

イ 労働組合が労組法に規定する手続へ参与（主に不当労働行為の審査手続及び労働者委員の推薦）するために、労組法の規定に適合するかどうかについて、その認定及び証明書発行を行う。
(労組法第5条、同法施行令第21条)

ウ 労働組合が法人登記を行う前提条件として、労組法の規定に適合する旨の証明を行う。

(労組法第11条)

エ 労働協約に地域的一般的拘束力を持たせることの適否を決議し、不適当な部分に修正を加える。
(労組法第18条)

オ 争議行為の届出を受理する。
(労調法第9条)

カ 公益事業に関する争議行為予告通知書を受理する。
(労調法第37条、同法施行令第10条の4)

キ 上記カの争議行為予告通知を行わないことについて、労調法第39条に規定する処罰の請求を行う。
(労調法第42条、同法施行令第11条)

ク 地方公営企業又は特定地方独立行政法人の労働組合に係る利益代表者の範囲を認定して告示する。
(地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条)

委 員 名 簿

(第46期)

平成30年12月21日~

区分	氏名	職名	就任
公益委員	◎ 笠井 正俊	京都大学大学院法学研究科教授	第40期(平20~)
	○ 青木 苗子	弁護士	第43期(平26~)
	佐々木 利廣	京都産業大学経営学部教授	第43期(平24~)
	土田 道夫	同志社大学法学部教授	第44期(平26~)
	藤井 正大	弁護士	第45期(平28~)
労働委員	山本 敏明	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 電機連合京都地方協議会議長	第45期(平28~)
	山縣 哲也	京都地方労働組合総評議会事務局次長 全労連全国一般労働組合京都地方本部書記長	第45期(平28~)
	穂山 裕次	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	第45期(平28~)
	師玉 憲治郎	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 UAゼンセン京都府支部支部長	第46期(平30~)
	鍛冶 淳志	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 情報産業労働組合連合会京都地区協議会議長	第46期(平30~)
使用者委員	安藤 源行	株式会社オーランド代表取締役会長	第40期(平18~)
	塙尻 敬子	丸八生糸株式会社取締役	第42期(平22~)
	石津 友啓	一般社団法人京都経営者協会専務理事	第44期(平27~)
	倉垣 雅英	株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション常務取締役	第45期(平28~)
	南島 新	株式会社SCREENホールディングス副会長	第45期(平28~)

(注) ◎=会長 ○=会長代理

※職名は、令和元年12月20日現在

あっせん員候補者名簿

氏 名	閲 歴	委嘱・解嘱年月日
笠 井 正 俊	京都府労働委員会会長 京都大学大学院法学研究科教授	平成20年3月28日委嘱
佐々木 利 廣	京都府労働委員会委員 京都産業大学経営学部教授	平成24年11月30日委嘱
青 木 苗 子	京都府労働委員会会長代理 弁護士	平成26年1月17日委嘱
土 田 道 夫	京都府労働委員会委員 同志社大学法学部教授	平成26年12月5日委嘱
藤 井 正 大	京都府労働委員会委員 弁護士	平成28年12月16日委嘱
山 本 敏 明	京都府労働委員会委員 電機連合京都地方協議会議長	平成24年12月14日委嘱
山 縣 哲 也	京都府労働委員会委員 全労連全国一般労働組合京都地方本部書記長	平成28年12月16日委嘱
梶 山 裕 次	京都府労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	平成28年12月16日委嘱
師 玉 憲 治 郎	京都府労働委員会委員 U A ゼンセン京都府支部支部長	平成30年12月21日委嘱
鍛 治 淳 志	京都府労働委員会委員 情報産業労働組合連合会京都地区協議会議長	平成30年12月21日委嘱
高 橋 直 樹	自治労京都府本部執行委員長	平成30年12月21日委嘱
橋 元 信 一	前京都府労働委員会委員	平成20年10月10日委嘱
西 央 人	前京都府労働委員会委員	平成26年12月5日委嘱
安 藤 源 行	京都府労働委員会委員 株式会社オーランド代表取締役会長	平成18年9月22日委嘱
塩 尻 敬 子	京都府労働委員会委員 丸八生糸株式会社取締役	平成22年11月5日委嘱
石 津 友 啓	京都府労働委員会委員 一般社団法人京都経営者協会専務理事	平成27年10月9日委嘱
倉 城 雅 英	京都府労働委員会委員 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション常務取締役	平成28年12月16日委嘱
南 島 新	京都府労働委員会委員 株式会社SCREENホールディングス副会長	平成28年12月16日委嘱
磯 崎 弘 規	京都府労働委員会事務局長	平成31年4月12日委嘱
中 川 多 鶴 子	京都府労働委員会事務局次長・総務調整課長事務取扱	平成31年4月12日委嘱
堀 口 智 史	京都府労働委員会事務局審査課長	平成28年4月8日委嘱

※閲歴は、令和元年12月20日現在

(4) 事務局

京都府労働委員会事務局組織規則により、総務調整課及び審査課の2課が置かれ、その所掌事務、職制が定められている。

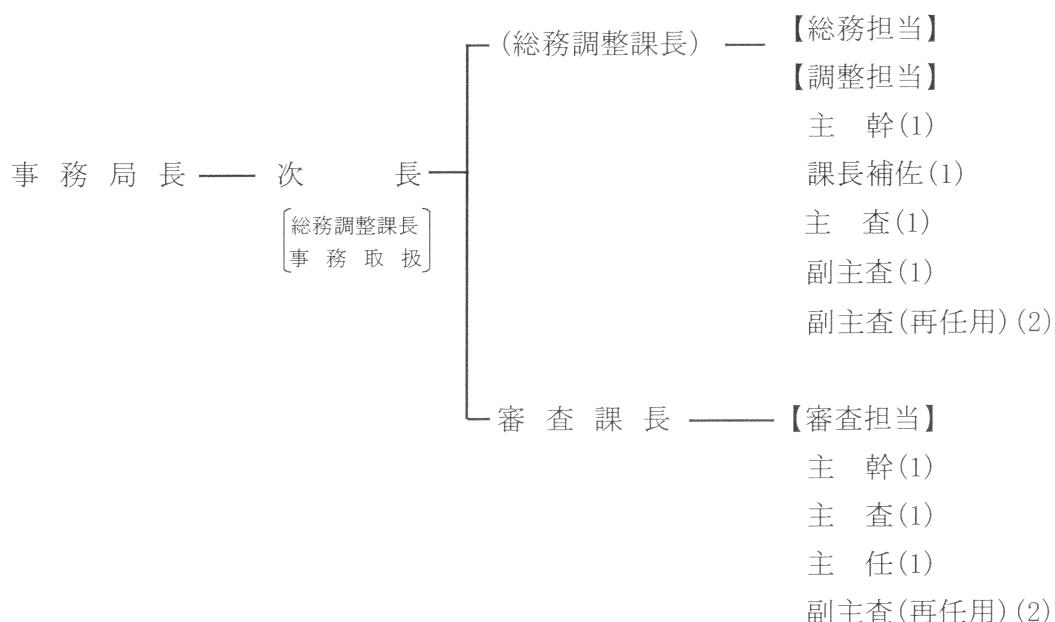
ア 総務調整課

- 1 人事事務に関すること。
- 2 予算の経理及び物品の出納保管に関すること。
- 3 公印の保管及び文書事務に関すること。
- 4 委員会の会議（公益委員会議を除く。）に関すること。
- 5 特別調整委員、あっせん員候補者に関すること。
- 6 あっせん、調停、仲裁に関すること。
- 7 個別労働関係紛争に係るあっせんに関すること。
- 8 労働争議の調整に必要な資料の収集及び整理に関すること。

イ 審 査 課

- 1 公益委員会議に関すること。
- 2 労働組合の資格審査及び資格の証明書の交付に関すること。
- 3 不当労働行為に関する調査、審問、認定、命令、再審査、裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。
- 4 労働協約の地域的一般的拘束力の適用に関すること。
- 5 労調法第42条の規定による請求に関すること。

【組織図】（平成31年4月1日現在）



2 会議等

労働委員会では、公・労・使の委員全員で構成される総会、公益委員のみで構成される公益委員会議のほか、他の労働委員会との連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るために行われる諸会議を開催している。

(1) 総会

総会は、委員会全般の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するため、公・労・使の委員全員で構成される会議であり、原則として毎月第2週・第4週金曜日に開催される定例総会と臨時に開催される臨時総会がある。

平成31年・令和元年中には、第1708回から第1729回まで、定例総会が22回開催された。

(2) 公益委員会議

公益委員会議は、不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査等を処理するため、公益委員のみで構成される会議であり、定例総会前に定例的に開催されるほか、次の場合、臨時に開催される。

- ① 総会の議決により招集の請求があったとき。
- ② 公益委員3人以上から請求があったとき。
- ③ 会長が必要と認めたとき。

平成31年・令和元年中には、第2349回から第2372回まで、定例、臨時含め計24回の公益委員会議が開催された。

(3) 諸会議

労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理等に必要な統一と調整を図るために、次の諸会議が開催された。

ア 全国会議

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
第74回 全国労働委員会連絡協議会総会	令和元年 11月14日(木) ～15日(金) 東京都	笠井会長 土田委員 山本委員 穂山委員 塩尻委員	・<講演>働き方改革と労使関係 元中央労働委員会会长 菅野 和夫氏 ・今後の労働委員会在り方検討小委員会「中間整理」について (中央労働委員会) ・不当労働行為救済申立事件の当事者と関わりのある公益委員の回避及び参与委員の交代について (北海道・東北ブロック公労使)

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
全国労働委員会連絡協議会運営委員会	令和元年 7月12日(金) 東京都	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> 今後の労働委員会の在り方検討小委員会「中間整理」(案)の取扱いについて 第74回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について
	令和元年 11月15日(金) 東京都	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員長の選出 副運営委員長の選出 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場 今後の労働委員会の在り方検討の状況、今後の進め方
今後の労働委員会の在り方検討小委員会	平成31年 3月18日(月) 東京都	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> 今後の労働委員会の在り方検討について 「中間整理」(案)について 作業チームにおける今後の作業の進め方について等
	令和元年 5月29日(水) 東京都		
	令和元年 10月7日(月) 東京都	青木会長代理	
全国労働委員会会長連絡会議	令和元年 6月7日(金) 島根県	笠井会長	<p><講演>働き方改革における労働委員会の役割と今後の課題 中央労働委員会地方調整委員 皆川 宏之氏</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について (中央労働委員会)

イ 14都道府県会議

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
公益委員会議	令和元年 9月12日(木) 埼玉県	藤井委員	<ul style="list-style-type: none"> 不当労働行為制度に理解のない当事者に対する助言(説明)について (宮城県) 十四都道府県労働委員会公益委員会議開催形態について (神奈川県・兵庫県)

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
使用者委員会議	令和元年 7月5日(金) 大阪府	塩尻委員 倉垣委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<講演>働き方改革実現のための本質的課題 同志社大学社会学部准教授 寺井 基博氏 ・調整・審査事件解決のための留意点・工夫点 (成功事例・失敗事例) (大阪府)

ウ 近畿ブロック会議

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
第120回 連絡協議会	令和元年 6月25日(火) 奈良県	笠井会長 青木会長代理 師玉委員 鍛治委員 安藤委員 塩尻委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<講演>働き方改革～医師の働き方を中心に～ 中央労働委員会西日本区域地方調整委員会委員 水島 郁子氏 ・今後の労働委員会の在り方検討について (奈良県)
会長連絡会議	令和元年 10月18日(金) 滋賀県	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2(2020)年度近畿ブロック労働委員会の諸会 議開催計画について (京都府) ・今後の労働委員会の在り方検討について (滋賀県) ・団体交渉の開催地をめぐり団体交渉が開催されな い場合の不当労働行為の成否および調整の方法に ついて (滋賀県)
第136回 公益委員連絡会議	平成31年 1月29日(火) 兵庫県	笠井会長 青木会長代理 佐々木委員 土田委員 藤井委員	<ul style="list-style-type: none"> ・不当労働行為事件審査手続における調査のあり方 について (滋賀県) ・一つの争点の中に判断の対象となる被申立人の行 為が複数含まれる場合の判断及び主文の記載につ いて (大阪府) ・救済命令の主文及び履行確認のあり方について (兵庫県)
第51回 労働者側委員 連絡会議	令和元年 5月20日(月) 兵庫県	山本委員 山縣委員 梶山委員 師玉委員 鍛治委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<講演>「今後の労働委員会の在り方検討」につ いて 兵庫県労働委員会会长 滝澤 功治氏

(4) 研修

平成 31 年・令和元年は、次のとおり委員研修会を行った。

日 時	講 師	テー マ
令和元年 11月8日(金)	山本 敏明 委員	
令和元年 12月6日(金)	倉垣 雅英 委員 南島 新 委員	・働き方改革に係る労使の取組みについて

3 労働委員会をめぐる動き

(1) 潜在的なニーズに対応するための関係機関との連携強化や認知度向上の取組について

多様な労働形態での働き方が広がり、個々の労働者と事業主との間の労働トラブルが増加する中、京都府労働相談所等関係機関との連携不足や労働委員会の存在やあっせん制度の周知不足により、解決につなげられていない事案も多く存在すると考えられ、こうした潜在的ニーズに対応するため、関係機関等との連携と認知度向上の取組が一層重要となっている。

このため、京都府労働相談所の労働相談から当労働委員会のあっせんへと円滑につなげられるよう令和元年7月に**労働相談所職員との意見交換の場を設定**した。今後も毎年2回程度定期的に意見交換を実施予定。

また、労働委員会と同様に個別労働紛争のあっせんを行っている京都労働局の紛争調整委員会によるあっせんが不成立の場合に、申立人が希望すれば当労働委員会のあっせんにつなげられるよう、同年9月及び11月に、双方の取組状況、強味や課題についての意見交換を行い、**労働局の担当者と顔の見える関係の構築**に努めた。

さらに、認知度向上の取組として、市町村や関係機関、集客施設等にあっせん制度周知用リーフレットを送付するこれまでの取組に加え、同年10月、弁護士会等の相談業務実施機関や経済団体、労働組合等**延べ19箇所を個別訪問**し、リーフレットの配架や相談者への情報提供、広報媒体への掲載、研修会・セミナーでの制度紹介等について協力依頼を行った。加えて、同年10月から**府広報Twitter**に「ご存じですか？労働委員会」を掲載するなどの新たな取組を進めた。

(2) 不当労働行為事件審査業務についての研修生受入について

最近の近畿の不当労働行為事件審査の新規申立状況を見ると、滋賀県や和歌山県が申立て無しとなっており、委員や職員のノウハウや経験の蓄積、承継が課題となっている。

こうした状況に対処するため、京都府労働委員会では、令和元年8月に第1回調査がスタートした事件について、事件終結まで、**隣接する滋賀県労働委員会事務局職員を実務研修生として受け入れる取組を開始**した。審査委員への事務局説明、調査や審問への同席、求釈明案の添削などを行うことにより、派遣による滋賀県労働委員会の負担に配慮しつつ、職員に実地経験の場を確保している。

(3) 労働委員会が直面する諸課題の解決に向けた検討について

①検討に係る経緯

労働委員会を取り巻く状況が変化している中で、労働委員会が直面する諸課題の解決に向けた検討を行うため、平成30年11月8日、9日に開催された**第73回全国労働委員会連絡協議会総会**（以下「全労委総会」という。）において、近畿ブロック公労使が提案した「都道府県労働委員会が直面する諸課題の共有とその解決に向けた検討組織の設置について」が議題として討議され、その後に開催された**第1回**

運営委員会において「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」（以下「小委員会」という。）と小委員会の効率的な議論に資するために「今後の労働委員会の在り方作業チーム」（以下「作業チーム」という。）を設置し開催することが決定された。京都府労働委員会からは、小委員会の近畿ブロック代表公益委員として、笠井会長が選出され、作業チームの近畿ブロック代表として、坂本事務局長（31.4.1以降は磯崎事務局長に交代）が選出された。

併せて、各都道府県労働委員会（以下「都道府県労委」という。）の公労使委員及び事務局長からの意見募集を行うことが決定された。

②意見募集の結果

京都府労働委員会からは、委員全員賛同の意見を2件提出。併せて、近畿ブロック事務局長連絡会議において確定した報告書を近畿ブロック事務局長意見としてブロック連絡幹事県として提出した。

集約した結果、全国の都道府県労委の公労使委員及び事務局長から提出された意見は延べ1,008件、内容は、今後の検討に関する基本的な方向性をはじめ、労働委員会制度の在り方、労働委員会の組織や環境整備、審査・調整・個別紛争等の業務運営に関するものなど多岐にわたり、法令等の見直しを含むものも見られた。

③中間整理

平成31年・令和元年中に小委員会は3回、作業チームは11回開催され、都道府県労委から出された意見についての議論とともに、「中間整理」（「提出された意見のまとめ」や「意見の項目の分類※」等についてまとめたもの）の検討がなされた。

- ※分類 I 法律・政令の見直しを含み得る項目
- II 労働委員会規則の見直しを含み得る項目
- III 運用により対応し得る項目（委員による議論が必要なもの）
- IV 運用により対応し得る項目（事務局が先行して準備を進めることができるもの）

同年11月14日、15日に開催された第74回全労委総会において荒木運営委員長から「中間整理」が報告された。

④小委員会において当面検討を行う項目の選定及び検討

「中間整理」の検討と並行して各労働委員会から提出された意見についての作業の進め方を検討する中で、同年5月29日に開催された第2回小委員会において、当面検討を行う項目を絞り込むべきとの意見が出たことから、緊急性、障害性、広範性を基準とし、各都道府県労委1ないし2項目を選定することとなった。京都府労働委員会からは、総会に諮り2項目を提出した。集約した結果、約90項目の意見が提出された。

同年10月7日に開催された第3回小委員会では、事務局案に対し各委員から活発な意見が出され、各委員の意見を踏まえ、不当労働行為救済制度や労働組合の資

格審査についても他の項目と同様に検討すること、作業チームにおける今後の作業の進め方についても、出された各意見を最大限尊重して、今後、作業を行っていくことが確認された。

同年 11 月 15 日の**第 74 回全労委総会**で、中労委提案の議題「今後の労働委員会の在り方検討小委員会「中間整理」について」の中で、公労使各側 3 名の委員から意見発表が行われ、近畿ブロックの労働者側委員を代表して山本委員が意見発表を行った。

全労委総会後開催された**第 1 回運営委員会**で、笠井会長が副運営委員長に選出されるとともに、全労委総会及び運営委員会での各委員の発言や第 3 回小委員会の報告を踏まえて、作業チームにおいて早急に各項目について議論し問題の整理をすること、併せて、小委員会で決定・議論すべき問題とその他の問題の仕分けを作業チームで行うこと、それを踏まえて、小委員会において項目毎に具体的な検討を行っていくことが確認された。

同年 12 月 5 日、6 日及び 16 日に開催された**第 10 回及び第 11 回作業チーム**において、各項目毎に具体的検討を行うとともに、次回の**第 4 回小委員会**で検討を行う項目についても意見交換された。